特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	母子健康法による保健指導の事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、母子健康法による保健指導の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

平成30年8月9日

[平成30年5月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	母子健康法による保健指導の事務
②事務の概要	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出
③システムの名称	の受領を行う。 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(やまなしくら
	しねっと電子申請サービス)
2. 特定個人情報ファイル	在
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49項 平成26年内閣府·総務省令第5号第40条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56-2,87項 【情報照会】70項 平成26年内閣府·総務省令第7号 【情報提供】19,30,44条 【情報照会】39条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民生活部保健介護課・福祉課
②所属長の役職名	保健介護課長·福祉課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032
8. 特定個人情報ファイル	
連絡先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038
	市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満] 平成30年5月8日 時点			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成30年5月8日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

_=	
Į	しきい値判断結果
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I -5-②所属長	保健介護課長 槌屋 孝一	保健介護課長 天野 工		
平成30年3月12日	I -1-②事務の概要	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計	母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や出生の届出、健康教育を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。①世帯情報の確認②母子管理票の打出し③該当者名簿の打出し④個人記録の管理⑤集計マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。		
平成30年3月12日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 (やまなしくらしねっと電子申請サービス)		
平成30年8月9日	I -5-①部署	市民生活部保健介護課	市民生活部保健介護課·福祉課		
平成30年8月9日	I -5-②所属長の役職名	保健介護課長 天野 工	保健介護課長·福祉課長		
平成30年8月9日	I −7請求先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032		
平成30年8月9日	Ⅰ-7連絡先	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038	市民生活部保健介護課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038 市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032		
平成30年8月9日	Ⅱ-1評価対象の事務の対象 人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年8月9日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		